# 67—04　P

# 特許異議の申立ての不備と補正

## 1．特許異議申立（書）の不備と処分（→21—00～21—09）

(1) 補正命令と申立書却下

特許異議申立書の方式違反（記載事項欠落、不明確、手数料不足・未納等）に対して、自発的に補正がされないときは、方式違反の内容に応じて、審判長が補正命令又は審尋をする（特§120の8①→特§133①、②、特§134④）（→21—02）。補正命令に対し、指定した期間（不備の内容により、標準10日から30日。→25—01.5）内に補正がされないときは、審判長は決定をもって特許異議申立書を却下する（特§120の8①→特§133③）。

(2) 補正をすることができない不適法な特許異議の申立てと申立て却下

不適法な申立てであって、補正をすることができない特許異議の申立て（申立てできる期間外になされたもの、対象となる特許が不存在のもの等）に対しては、合議体は決定をもって特許異議の申立てを却下する（特§120の8①→特§135）。

なお、特許異議の申立てがされた請求項のうち、一部の請求項について、申立期間の経過時又は取消理由通知時のいずれか早い時までに申立ての理由及び証拠に補正がなされずに、申立ての理由及び証拠の実質的な記載・表示がないものがあるときはその申立てを却下するが、その時までに当該請求項についての申立てが取り下げられたときはこの限りでない。

(3) 却下の決定に対する不服申立て

上記(1)の特許異議申立書の却下の決定に対して不服があるときは、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴えを提起することができる（特§178①）。

上記(2)の特許異議の申立ての却下の決定に対しては、不服申立てをすることができない（特§120の8②、§135、§195の4）。

## ２．特許異議申立書の補正

(1) 補正の考え方

特許異議申立書には、特許異議の申立ての主体（特許異議申立人）、客体（申立てに係る特許の表示（特許番号、請求項））及び特許異議の申立ての理由及び必要な証拠を記載しなければならず（特§115①）、この特許異議申立書の補正はいつでもできるが、その要旨を変更するものであってはならない（特§115②本文）。

(2) 具体的取扱い

ア 主体（特許異議申立人）の補正

特許異議の申立ての主体（特許異議申立人）の補正は、特許異議申立人の同一性が失われる場合には要旨変更となる。対象の同一性が失われない範囲で、記載の誤りを正すものは要旨変更としない。

イ 客体（特許番号、請求項）の補正

特許異議の申立ての客体（特許番号、請求項）の補正についても、特許番号、請求項の同一性が失われる場合には要旨変更となる。

ただし、特許異議の申立ての対象としての請求項の削除は、本来要旨変更となるものであるが、申立てに係る請求項の取下げ（→67―03 の３.）と同様に取り扱うことができることから、例外的に取消理由が通知されるまでは要旨変更としない。

ウ 理由及び証拠の補正

特許異議の申立ての理由及び証拠の補正については、例外的に、その要旨を変更するものであっても、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までは、理由及び証拠の追加、変更ができる（特§115②ただし書）（→21―06）。

この時以降は、特許異議申立書の要旨を変更しない範囲でのみ補正できる。

（参考）特許異議の申立てから本案審理開始までの方式フロー（→20―00）

（改訂 H30.9）